

令和7年度 配水管布設工事等設計委託（多摩）単価契約について

【 目 次 】

1	はじめに	P. 1
2	申込者の定義	P. 1
3	令和7年度配水管布設工事等設計委託（多摩） 単価契約発注予定表	P. 1
4	評価点の算定方法	P. 4
5	評価点算定結果の提出	P. 4
6	提出書類の作成方法	P. 4
7	注意事項	P. 6
8	問い合わせ先	P. 6

巻末資料1	東京都水道局設計委託単価契約技術力等評価算定基準
巻末資料2	東京都水道局設計委託単価契約運用要領
巻末資料3	受注者版工事系システムの使用条件
巻末資料4	「関係する会社等」について
巻末資料5	提出様式記入例（様式1～5）

< 申込者用提出書類 >

- 〔様式1〕 東京都水道局設計委託単価契約技術力等算定書兼申込書
- 〔様式2〕 配置予定設計等従事者保有資格届
- 〔様式3〕 配置予定若手技術者届
- 〔様式4〕 単価契約協力会社実績証明届
- 〔様式5〕 総価契約実績証明届
- 〔様式6〕 工事希望票兼予定監理技術者等調書

1 はじめに

東京都水道局（以下「当局」という。）が発注する「令和7年度配水管布設工事等設計委託（多摩）単価契約」における技術力等評価の算定及び申込みについては、以下を確認してください。

なお、当契約の申込にあたっては、巻末資料1の「東京都水道局設計委託単価契約技術力等評価算定基準」により評価点を算定する必要があります。

2 申込者の定義

申込者は、東京都水道局設計委託単価契約技術力等評価算定基準の評価方法に基づき、次のとおり条件が分かれるため、ここではその条件のとおり申込者を定義します。これより先の記載については、この定義によって説明しています。

単価契約実績者	令和2年度から令和6年度までの期間に当設計委託単価契約の受託実績がある者
単価契約協力会社 実績者	令和2年度から令和6年度までの期間に当設計委託単価契約の受託実績はないが、協力会社の実績がある者

3 令和7年度配水管布設工事等設計委託（多摩）単価契約発注予定表

対象者	申込受付日	申込受付時間	申込先
A	令和7年 1月 9日（木）	午前 9 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	多摩水道立川庁舎 9階 AB会議室
B		午後 1 時 15 分から 午後 2 時 45 分まで	
C		午後 3 時 00 分から 午後 4 時 30 分まで	
対象者A： 会社名の読みが ア行、カ行、又はサ行 から始まる方 対象者B： 会社名の読みが タ行、ナ行、又はハ行 から始まる方 対象者C： 会社名の読みが マ行、ヤ行、ラ行、又はワ行 から始まる方			

〔注意〕

- 申込受付時間を厳守してください。受付開始前の入場はできません。
- 申込受付日（令和7年1月9日（木））を過ぎた場合は、申し込むことができません。
- 会社名には、「株式会社」、「有限会社」等、会社の種類を表す名称は含めません。
- 可能な限り最少人数で来庁いただきますようお願いします。
- 受付当日に体調のすぐれない方は、可能な限り社内で来庁者の調整をお願いします。
- 感染症対策については各自の責任で対応をお願いします。

整理番号	業 種	委託件名	履行場所	委託概要	契約期間	予定 委託業者数
ター 1	土木設計	令和 7 年度配水管布設 工事等設計委託（多摩） 単価契約	主として 東京都多摩地区	管路及び附属施設の布設 工事等の設計及び数量計 算等	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで	3 0 者

1 申込みに必要な資格要件等は下記の（１）から（４）までの全部に該当する者です。

（１）過去 5 年以内（令和 2 年 4 月以降）に当該設計委託単価契約の受託実績を有している者又は過去 5 年以内に 2 年以上の当該設計委託単価契約の協力会社実績を有している者

※ 申込みの際には、上記実績の確認できるもの（契約書の原本及びその写し）を持参してください。

ただし、協力会社実績の場合は、契約書の原本及びその写しに代えて、注文書の原本とその写しとすることができます。

（２）自社で常用雇用している社員のうち、一人以上の給水装置工事主任技術者を、当設計委託単価契約業務従事者とすることができる者

※ 希望申込みの際には、給水装置工事主任技術者の雇用関係の確認できるもの（以下の①～⑤）及び資格を有することの確認ができるもの（給水装置工事主任技術者免状又は給水装置工事主任技術者証）の写しを持参してください。

ただし、令和 6 年度合格者に限っては、合格通知書の写しとすることができます。

【雇用確認書類】

①健康保険被保険者証の写し

⇒ 「健康保険被保険者証」で雇用の証明ができない場合は、次のいずれかの書類

②国民健康保険被保険者証の写し（会社名の記載がないものは不可）

③登記事項証明書の役員名簿欄の写し（発行 3 か月以内のもの。会社役員等の場合）

④住民税特別徴収額の通知書又は変更通知書の写し

⑤雇用保険被保険者資格等確認通知書の写し

いずれの書類でも常用雇用の証明ができない場合は、あらかじめ 8 問合せ先（１）へお問い合わせください。

【注意】

「健康保険被保険者証」、「国民健康保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格等確認通知書（被保険者通知用）」の写しを提出する際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、以下の見本のとおりにマスキングを施してください。

《見本》 健康保険被保険者証の場合

健康保険 本人（被保険者）
被保険者証 令和〇年〇月〇日交付 00000

記号 [マスク] 番号 [マスク]

氏名 水道 太郎 性別 男

生年月日 〇〇 〇〇年 〇月 〇〇日

資格取得年月日 〇〇 〇〇年 〇月 〇〇日

事業所所在地 〇〇市 〇〇〇 〇-〇-〇

事業所名称 株式会社 〇〇〇

保険者番号 [マスク]

保険者名称 〇〇〇〇〇

保険者所在地 東京都〇〇市〇〇〇-〇-〇

記号、番号、保険者番号欄をマジック等で塗りつぶしてください。

QRコードがある場合はQRコードもマジック等で塗りつぶしてください。

（３）巻末資料１「東京都水道局設計委託単価契約技術力等評価算定基準」に基づき算出した評価点の合計が１０点以上となる者

※１ 希望申込みの際には、「５ 評価点算定結果の提出」に記載してある、提出書類を記入の上、持参してください。

評価点等を確認し、申込資格要件等を満たさないことが判明した場合は、申込みは無効となります。

※２ 上記資料の「２-（１）-ウ 本管受注実績による評価（本管受注実績評価点５点満点）」は対象としないものとする。

よって、「２-（１）申込者の実績評価」は３５点満点となる。

（４）契約履行開始時までに、巻末資料３「受注者版工事系システムの使用条件」のとおりに動作環境を整備できる者

２ その他

希望申込みの際には、上記１に記載されている実績・雇用確認等の資料と併せて、次の（１）から（３）を持参してください。

（１）「令和５・６年度東京都受付票」（原本を提示）

- 実印の押印があり、かつ裏面に実印の印鑑登録証明書が貼り付けてあるもの。
- 代理人印又は使用印の欄がある場合は、代理人印又は使用印の押印があること。

（２）「令和７・８年度東京都受付票」（原本を提示）

- 令和７・８年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査へ申請した後に印刷したもの。
- 申込時点では、実印の押印及び印鑑登録証明書の貼付がされていなくても差し支えありません。

（３）必要事項を記載した「工事希望票兼予定監理技術者等調書」（原本を提出）

4 評価点の算定方法

評価点の算定方法については、次のとおりです。

(1) 評価方法

評価は、巻末資料1「東京都水道局設計委託単価契約技術力等評価算定基準」に基づき行います。

(2) 評価算定

申込者は、評価点を算定するにあたり、様式1～5の書類を作成し、申込時に提出をしていただきます。

5 評価点算定結果の提出

申込者には、算定した評価点の結果を申込時に提出していただきます。なお、提出書類は、「2 申込者の定義」により、異なりますのでご注意ください。

申込者の定義	提出書類				
	様式1	様式2	様式3	様式4	様式5
単価契約実績者	必要			不要	不要
単価契約協力会社 実績者				必要	不要

※ 総価契約実績証明届（様式5）の提出を希望される場合は、速やかに8 問合せ先（1）まで確認ください。

6 提出書類の作成方法

【様式1】東京都水道局設計委託単価契約技術力等算定書兼申込書

- 実績評価点及び履行体制評価点は、巻末資料1の算定基準を参照の上、記入してください。
- 単価契約実績者については、対象となる実績評価点ごとに、下記の根拠書類を添付してください。
 - ア 成績評定実績評価点
配水管布設工事等設計委託単価契約様式「設計委託成績評定通知書」の写し
 - イ 受注金額実績評価点
配水管布設工事等設計委託単価契約様式「設計委託代金請求書」の写し
- 上記の書類が準備できない等の場合は、速やかに8 問合せ先（1）まで確認ください。

【様式2】配置予定設計等従事者保有資格届

- 設計等従事者として配置を予定している社員のうち、保有資格評価点の対象となる資格を保有している社員を記入してください。
- 配置予定若手技術者は、様式3により資格保有の有無を確認するため、本様式への記入は不要です。
- 設計等従事者には、協力会社の社員を含みません。
- 配置予定者の死亡等、当局がやむを得ないと認めた場合を除き、契約締結後に基準により評価した評価点が減点となる変更は認められません。
- 配置予定設計等従事者の雇用確認書類（3 1（2）に記載の①～⑤）及び資格の保有（合格証等）を確認できる書類の写しを提出してください。
- 貼り付けする写真は、デジタルカメラ等の写真でも構いません。

【様式3】配置予定若手技術者届

- 設計等従事者として配置を予定している若手技術者を記入してください。
- 若手技術者とは、次のア及びイ双方の条件を満たす設計等従事者になります。
 - ア 申込者が令和7年3月31日までに5年以上雇用し、かつ、令和7年3月31日時点の年齢が35歳以下の者
 - イ 申込年度から連続した過去3年度までの対象契約において、委託案件※の設計担当者としての実績を有する者。
 - ただし、設計担当者としての実績を有しない場合でも、保有資格評価点の対象となる資格を有する場合には、本条件を満たすものとします。
- ※ 適用される単価が申請書類等作成のみの案件、基礎図面等作成のみの案件並びに申請書類等作成及び基礎図面等作成のみの案件を除きます。また、申込年度は、申込み時点において完了検査に合格済みの案件が対象です。
- 配置予定者の死亡等、当局がやむを得ないと認めた場合を除き、契約締結後に基準により評価した評価点が減点となる変更は認められません。
- 若手技術者との5年以上の雇用関係、生年月日が確認できる書類（健康保険証の写しなど）及び設計担当者としての実績が確認できる書類（確認書兼請求内訳書）の写し又は資格の保有（合格証等）が確認できる書類の写しを提出してください。
- 貼り付けする写真は、デジタルカメラ等の写真でも構いません。

【様式4】単価契約協力会社実績証明届

- 次のア、イ及びウの書類を一式ご提出ください。
 - ア 様式4 単価契約協力会社実績証明届
 - イ 配水管布設工事等設計委託単価契約様式「設計委託成績評定通知書」の写し
 - ウ 配水管布設工事等設計委託単価契約様式「設計委託代金請求書」の写し
- 上記の書類が準備できない等の場合は、速やかに8 問合せ先（1）まで確認ください。

【様式 5】総価契約実績証明届

- 次のア、イ、ウ及びエの書類を一式ご提出ください。
 - ア 様式 5 総価契約実績証明届
 - イ 「設計等委託成績評定通知書」の写し
 - ウ 「請求書」の写し
 - エ 「契約書」の写し
- 上記の書類が準備できない等の場合は、速やかに8 問合せ先（1）まで確認ください。

7 注意事項

- （1）申込者は、発注予定表にある申込要件等を満たす必要があります。
- （2）急を要する設計業務を迅速かつ確実に履行できる方のみ申込みできます。
- （3）申込後に申込資格要件等を満たさないことが判明した場合、又は虚偽の届け出をしたことが判明した場合は、その申込みは無効になります。
- （4）「関係する会社等」に該当する会社同士で同一の契約に申込みをすることはできません。
「関係する会社等」の詳細は、巻末資料4 「「関係する会社等」について」を参照してください。
- （5）東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月5日付22水経契第368号）第3条第1項又は第2項に基づく排除措置期間中は、申込みができません。
- （6）巻末資料2「東京都水道局設計委託単価契約運用要領」は、契約締結後に委託する設計委託案件の成績評定方法を定めた基準です。

8 問い合わせ先

- （1）申込方法・提出書類に関して

東京都水道局 多摩水道改革推進本部 調整部 技術指導課（工務担当）
住所 〒190-0014 東京都立川市緑町6-7 多摩水道立川庁舎8階
電話 042-548-5413

- （2）契約全般に関して

東京都水道局 経理部 契約課（工事契約担当）
住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎21階北側
電話 03-5320-6403

東京都水道局設計委託単価契約技術力等評価算定基準

平成27年11月16日制定
(27水給配第413号)
平成29年11月8日改正
(29水給配第294号)
平成30年11月9日改正
(30水給配第449号)
令和4年9月26日改正
(4水給配第299号)

1 目的

この基準は、東京都水道局（以下「当局」という。）が、配水管布設工事等設計委託単価契約及び配水管布設工事等設計委託（多摩）単価契約（以下「対象契約」という。）の申込者について、申込資格要件に定める過去の実績及び適正な履行体制（以下「技術力等」という。）の評価を算定するために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 評価の項目及び評価点の配点

技術力等の評価は、次の評価の項目及び評価点の配点により、評価点として算定する。

（1）申込者の実績評価（実績評価点40点満点）

ア 成績評定実績による評価（成績評定実績評価点30点満点）

（ア）評価対象

対象契約の成績評定の実績を評価する。ただし、適用される単価が申請書類等作成のみの案件、基礎図面等作成のみの案件並びに申請書類等作成及び基礎図面等作成のみの案件における成績評定を除く。

なお、成績評定の評価が無い場合は、当局が発注する総価契約による配水管布設工事等の設計委託契約における成績評定について評価する。

（イ）評価対象とする期間

申込年度から連続した過去3年度までの期間の実績を対象とする。

なお、申込年度は、当該年度の4月1日から9月30日までの期間に完了検査に合格したものを対象とする。

（ウ）評価点の算出

a 評価対象とする期間に対象契約受託者としての実績がある者

成績評定点を年度ごとに算術平均して、表1に定めるところにより、成績評定実績評価点を付与した上で、年度ごとに付与された当該評価点について、算術平均した点数を成績評定実績評価点として採用する。

なお、対象契約受託者としての実績が無い年度については、その年度は算術平均の対象とはしないこととする。

b 評価対象とする期間に対象契約受託者としての実績はないが、下請負の実績がある者

対象契約の受託者からの別に定める証明書により、対象契約の受託者に通知された成績評定点を実績とみなし、表1に定めるところにより、成績評定実績評価点を付与した上で、年度ごとに付与された当該評価点について、算術平均した点数から2点減点した点数を成績評定実績評価点として採用する。

なお、下請負の実績が無い年度については、その年度は算術平均の対象とはしないこととする。

- c 評価対象とする期間に対象契約受託者としての実績及び下請負としての実績がないが、評価対象とする期間に当局発注の総価契約による配水管布設工事等の設計委託契約の実績がある者

当局発注の総価契約による配水管布設工事等の設計委託契約で通知された成績評定点を年度ごとに算術平均して、表 1 に定めるところにより、成績評定実績評価点を付与した上で、年度ごとに付与された当該評価点について、算術平均した点数を成績評定実績評価点として採用する。

なお、当局発注の総価契約による配水管布設工事等の設計委託契約の実績が無い年度については、その年度は算術平均の対象とはしないこととする。

- d 評価対象とする期間の全てに実績がない者

表 1 の成績評定ランクの G とみなし、成績評定実績評価点を採用する。

表 1

成績評定 実績ランク	成績評定点	成績評定実績評価点
A	75 以上	30
B	73～75 未満	26
C	71～73 未満	22
D	69～71 未満	18
E	67～69 未満	14
F	65～67 未満	10
G	60～65 未満	5
H	60 未満	0

(エ) 評価点の端数処理

採用した成績評定実績評価点に小数点第一位以下がある場合は、これを切り捨て、整数までの評価点を当該評価点とする。

イ 受注金額実績による評価（受注金額実績評価点 5 点満点）

(ア) 評価対象

対象契約の受注金額の実績を評価する。

なお、受注の実績が無い場合は、当局が発注する総価契約による配水管布設工事等の設計委託契約における受託金額の実績について評価する。

(イ) 評価対象とする期間

申込年度から連続した過去 3 年度までの期間の実績を対象とする。

なお、申込年度は、当該年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間に完了検査に合格したものを対象とする。

(ウ) 評価点の算出

- a 評価対象とする期間に対象契約受託者としての実績がある者

受注金額実績を年度ごとに合計し、表 2 に定めるところにより、受注金額実績評価点を付与した上で、年度ごとに付与された当該評価点を算術平均し、受注金額実績評価点として採用する。

なお、対象契約受託者としての実績が無い年度については、その年度は算術平均の対象とはしないこととする。

また、申込年度の受注金額については、金額を 2 倍したものを採用する。

b 評価対象とする期間に対象契約受託者としての実績はないが、下請負の実績がある者

対象契約の受託者からの別に定める証明書により、対象契約の受託者の受注金額の 1 / 2 を実績とみなし、受注金額実績を年度ごとに合計し、表 2 に定めるところにより、受注金額実績評価点を付与した上で、年度ごとに付与された当該評価点を算術平均し、受注金額実績評価点として採用する。

なお、下請負の実績が無い年度については、その年度は算術平均の対象とはしないこととする。

また、申込年度の受注金額については、金額を 2 倍したものを採用する。

c 評価対象とする期間に対象契約受託者としての実績及び下請負としての実績がないが、評価対象とする期間に当局発注の総価契約による配水管布設工事等の設計委託契約の実績がある者

表 2 の受注金額実績ランクの E とみなし、受注金額実績評価点を採用する。

d 評価対象とする期間の全てに実績がない者

表 2 の受注金額実績ランクの F とみなし、受注金額実績評価点を採用する。

表 2

受注金額実績ランク	受注金額の実績 [千円]	受注金額実績評価点
A	50,000 以上	5
B	40,000 以上 50,000 未満	4
C	30,000 以上 40,000 未満	3
D	20,000 以上 30,000 未満	2
E	10,000 以上 20,000 未満	1
F	10,000 未満	0

(エ) 評価点の端数処理

採用した受注金額実績評価点に小数点第一位以下がある場合は、これを切り捨て、整数までの評価点を当該評価点とする。

ウ 本管受注実績による評価（本管受注実績評価点 5 点満点）

(ア) 評価対象

対象契約における本管案件の受注実績を件数により評価する。

本管案件とは、下記の a 及び b 双方の条件を満たす委託案件とする。

- a 単価表Ⅱ 大口径管（管径 400mm 以上）工事における設計図作成の工種を含む案件であること。
- b 新設工事、移設工事及び布設替工事のうち、いずれかの設計委託であること。

なお、受注の実績が無い場合は、当局が発注する総価契約による配水本管布設工事等の設計委託契約の受注実績について評価する。

(イ) 評価対象とする期間

申込年度から連続した過去 3 年度までの期間の実績を対象とする。

なお、申込年度は、当該年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間に完了検査に合格したものを対象とする。

(ウ) 評価点の算出

a 評価対象とする期間に対象契約受託者としての実績がある者

本管受注件数を年度ごとに合計し、表 3 に定めるところにより、本管受注実績評価点を付与した上で、年度ごとに付与された当該評価点を算術平均し、本管受注実績評価点として採用する。

なお、対象契約受託者としての実績が無い年度については、その年度は算術平均の対象とはしないこととする。

また、申込年度の受注件数については、件数を 2 倍したものを採用する。

b 評価対象とする期間に対象契約受託者としての実績はないが、下請負の実績がある者

対象契約の受託者からの別に定める証明書により、対象契約の受託者の受注件数の 1 / 2 を実績とみなし、本管受注件数を年度ごとに合計し、表 3 に定めるところにより、本管受注実績評価点を付与した上で、年度ごとに付与された当該評価点を算術平均し、本管受注実績評価点として採用する。

なお、下請負の実績が無い年度については、その年度は算術平均の対象とはしないこととする。

また、申込年度の受注件数については、件数を 2 倍したものを採用する。
採用した受注件数に小数点第一位以下がある場合は、これを切り捨て、整数までの件数を当該年度の受注件数とする。

c 評価対象とする期間に対象契約受託者としての実績及び下請負としての実績がないが、評価対象とする期間に当局発注の総価契約による配水本管布設工事等の設計委託契約の受注実績がある者

当局発注の総価契約による配水本管布設工事等の設計委託契約の受注件数を年度ごとに合計し、表 3 に定めるところにより、本管受注実績評価点を付与した上で、年度ごとに付与された当該評価点について、算術平均した点数を本管受注実績評価点として採用する。

なお、当局発注の総価契約による配水本管布設工事等の設計委託契約の実績が無い年度については、その年度は算術平均の対象とはしないこととする。

d 評価対象とする期間の全てに実績がない者

表 3 の本管受注実績ランクの F とみなし、本管受注実績評価点を採用する。

表 3

本管受注実績ランク	本管受注の実績 [件]	本管受注実績評価点
A	5 件以上	5
B	4 件	4
C	3 件	3
D	2 件	2
E	1 件	1
F	0 件	0

(エ) 評価点の端数処理

採用した受注金額実績評価点に小数点第一位以下がある場合は、これを四捨五入し、整数までの評価点を当該評価点とする。

(2) 申込者の履行体制評価（履行体制評価点 10 点満点）

ア 技術者保有資格による評価（保有資格評価点 7 点満点）

技術者の保有資格については、表 4 に定めるところにより、新たに申し込む対象契約に配置予定の設計等従事者（主任技術者を含み、下請負を除く者。以下「配置予定者」という。）の保有資格及び人数を保有資格評価点として採用する。

なお、ある配置予定者が複数の資格を保有する場合は、複数の資格をそれぞれ評価する。

また、配置予定者の死亡等、当局がやむを得ないと認めた場合を除き、当該契約締結後から契約期間終了までに、評価点が減点となる配置予定者の変更は認めないこととする。

表 4

配置予定者の保有資格及び人数	保有資格評価点
給水装置工事主任技術者 1 名	1
給水装置工事主任技術者 2 名以上	2
技術士（建設部門） 1 名以上	2
技術士（上下水道部門） 1 名以上	2
測量士 1 名以上	1

イ 若手技術者の配置による評価（若手技術者配置評価点 3 点満点）

若手技術者の配置については、表 5 に定めるところにより、配置予定者における若手技術者を若手技術者配置評価点として採用する。

なお、若手技術者とは、下記の（ア）及び（イ）双方の条件を満たす者をいう。

（ア）申込者が申込年度末までに 5 年以上雇用し、かつ、申込年度末年齢が 35 歳以下の者

（イ）申込年度から連続した過去 3 年度までの対象契約において、委託案件※の設計担当者としての実績を有する者。

ただし、上記実績を有しない場合でも、ア 技術者保有資格による評価で定める表 4 の資格を有する場合には、本条件を満たすものとする。

※適用される単価が申請書類等作成のみの案件、基礎図面等作成のみの案件並びに申請書類等作成及び基礎図面等作成のみの案件を除く。

また、申込年度は、申込み時点において完了検査に合格済みの案件を対象とする。

また、配置予定者の死亡等、当局がやむを得ないと認めた場合を除き、当該契約締結後から契約期間終了までに、評価点が減点となる配置予定者の変更は認めないこととする。

表 5

配置予定者における若手技術者の人数	若手技術者配置評価点
1 名	1
2 名	2
3 名以上	3

3 評価点の合計

各評価点の合計点を申込者の技術力等の評価とする。

4 その他

この基準に定めるもののほか、技術力等の評価に関する事項は、別に定めるところによって設置された技術評価委員会が定める。

巻末資料 1

附則

この基準は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 11 月 8 日改正）

この基準は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 11 月 9 日改正）

この基準は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 9 月 26 日改正）

この基準は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

東京都水道局設計委託単価契約運用要領

平成 28 年 3 月 15 日（27 水給配第 615 号）
 改正 平成 29 年 2 月 20 日（28 水給配第 543 号）
 改正 令和元年 6 月 19 日（31 水給配第 197 号）
 改正 令和 2 年 1 月 29 日（31 水給配第 740 号）
 改正 令和 6 年 11 月 26 日（6 水給配第 485 号）

1 目的

この要領は、東京都水道局が施行する設計委託単価契約の円滑な履行を目的として、必要な事項を定める。

2 対象

対象契約は、配水管布設工事等設計委託単価契約及び配水管布設工事等設計委託（多摩）単価契約とする。

3 成績評定

成績評定は、東京都水道局設計委託単価契約成績評定要綱に基づき、次のとおり実施する。

（1）考查項目重要度

考查項目の重要度は、次のとおりとする。

考查項目	考查項目重要度
技術	0.35
成果品	0.35
工程管理	0.15
業務体制等	0.15

（2）考查項目総合評価

考查項目総合評価は、考查項目採点要素の細別について評価し、次のとおりとする。

考查項目採点要素の細別の評価	考查項目総合評価
全て十分である	A
2 項目が十分である、1 項目が概ね十分である	B
2 項目が十分である、1 項目が十分ではない または 1 項目が十分である、2 項目が概ね十分である	C
全て概ね十分である または 1 項目が十分である、1 項目が概ね十分である、1 項目が十分ではない	D
1 項目が十分である、2 項目が十分ではない または 2 項目が概ね十分である、1 項目が十分ではない	E
1 項目が概ね十分である、2 項目が十分ではない	F
全て十分ではない	G

(3) 評価加点

評価加点は、「(2) 考查項目総合評価」に基づき、次のとおり算出する。

ア 設計業務が「測量、調査」、「測量」及び「調査」のみを除いた設計委託

次のとおりとし、考查項目の採点要素の該当数により、評価加点の合計に次のとおり補正係数を乗じて補正後評価加点を算出する。

ただし、主な工事目的が配水本管布設替等工事の場合は、() 内の数値を適用する。

考查項目	採点要素	考查項目総合評価による評価加点						
		A	B	C	D	E	F	G
技術	資料整理	+5.0 (+7.0)	+4.0 (+5.0)	+3.0	+2.0	0.0	-2.0	-5.0
	現地調査	+5.0 (+7.0)	+4.0 (+5.0)	+3.0	+2.0	0.0	-2.0	-5.0
	十分な技術力	+5.0 (+7.0)	+4.0 (+5.0)	+3.0	+2.0	0.0	-2.0	-5.0
	責任感・積極性	+5.0 (+7.0)	+4.0 (+5.0)	+3.0	+2.0	0.0	-2.0	-5.0
	点数計	+20.0 (+28.0)	+16.0 (+20.0)	+12.0	+8.0	0.0	-8.0	-20.0
成果品	審査の実施	+5.0	+4.0	+3.0	+2.0	0.0	-2.0	-5.0
	指示内容の遵守	+5.0	+4.0	+3.0	+2.0	0.0	-2.0	-5.0
	表示の工夫	+5.0	+4.0	+3.0	+2.0	0.0	-2.0	-5.0
	責務	+5.0	+4.0	+3.0	+2.0	0.0	-2.0	-5.0
	点数計	+20.0	+16.0	+12.0	+8.0	0.0	-8.0	-20.0
工程管理	協議の実施	+10.0	+8.0	+6.0	+4.0	0.0	-5.0	-10.0
	履行の厳守	+10.0	+8.0	+6.0	+4.0	0.0	-5.0	-10.0
	点数計	+20.0	+16.0	+12.0	+8.0	0.0	-10.0	-20.0
業務体制等	業務体制	+10.0	+8.0	+6.0	+4.0	0.0	-5.0	-10.0
	渉外調整	+10.0	+8.0	+6.0	+4.0	0.0	-5.0	-10.0
	点数計	+20.0	+16.0	+12.0	+8.0	0.0	-10.0	-20.0

考查項目	考查項目の採点要素の該当数	評価加点補正係数
技術	4項目が該当する	×1.00
	3項目が該当する	×1.34
	2項目が該当する	×2.00
	1項目が該当する	×4.00
成果品	4項目が該当する	×1.00
	3項目が該当する	×1.34
	2項目が該当する	×2.00
	1項目が該当する	×4.00
工程管理	2項目が該当する	×1.00
	1項目が該当する	×2.00
業務体制等	2項目が該当する	×1.00
	1項目が該当する	×2.00

イ 設計業務が「測量、調査」、「測量」及び「調査」のみの設計委託

次のとおりとし、考查項目の採点要素の該当数により、評価加点の合計に次のとおり補正係数を乗じて補正後評価加点を算出する。

考查項目	採点要素	考查項目総合評価による評価加点						
		A	B	C	D	E	F	G
技術	資料整理	+10.0	+6.0	+5.0	+4.0	0.0	-4.0	-10.0
	現地調査	+10.0	+6.0	+5.0	+4.0	0.0	-4.0	-10.0
	点数計	+20.0	+12.0	+10.0	+8.0	0.0	-8.0	-20.0
成果品	指示内容の遵守	+10.0	+6.0	+5.0	+4.0	0.0	-4.0	-10.0
	責務	+10.0	+6.0	+5.0	+4.0	0.0	-4.0	-10.0
	点数計	+20.0	+12.0	+10.0	+8.0	0.0	-8.0	-20.0
工程管理	協議の実施	+10.0	+6.0	+5.0	+4.0	0.0	-5.0	-10.0
	履行の厳守	+10.0	+6.0	+5.0	+4.0	0.0	-5.0	-10.0
	点数計	+20.0	+12.0	+10.0	+8.0	0.0	-10.0	-20.0
業務体制等	業務体制	+10.0	+6.0	+5.0	+4.0	0.0	-5.0	-10.0
	渉外調整	+10.0	+6.0	+5.0	+4.0	0.0	-5.0	-10.0
	点数計	+20.0	+12.0	+10.0	+8.0	0.0	-10.0	-20.0

考查項目	考查項目の採点要素の該当数	評価加点補正係数
技術	2項目が該当する	×1.00
	1項目が該当する	×2.00
成果品	2項目が該当する	×1.00
	1項目が該当する	×2.00
工程管理	2項目が該当する	×1.00
	1項目が該当する	×2.00
業務体制等	2項目が該当する	×1.00
	1項目が該当する	×2.00

(4) 考查点

考查点は、基準点を60点とし、これに「(3) 評価加点」を加えて算出する。

(5) 主管課長考查点

主管課長は、設計委託担任者及び課長代理（東京都水道局が別に契約する業務委託等の受託者社員が、設計委託担任者である場合は業務責任者）の行った評価の結果等を総合的に判断し、考查点の評価を行う。

(6) 評定点

評定点は、「(5) 主管課長考查点」に「(1) 考查項目重要度」を乗じて算出する。

(7) 評定点計

評定点計は、「(6) 評定点」の合計を算出する。

(8) 改善指示による減点

改善指示書の交付がある場合は、原則として、交付した事項ごとに、最後に交付した改善指示書の種類に基づき、次表のとおり減点を行う。

	改善指示書（Ⅰ） （1回目）	改善指示書（Ⅱ） （2回目）	改善指示書（Ⅲ） （3回目）
評定点（減点）	－3点	－6点	－9点

(9) 総評定点

総評定点は、「(7) 評定点計」から、(8)「改善指示による減点」があった場合には、当該減点を行った点とする。

(10) 端数処理

端数処理は、補正後評価加点及び総評定点において、小数点以下を切り捨てて整数とする。

4 設計委託単価契約成績評価報告書

設計委託単価契約成績評価報告書の作成等は、東京都水道局設計委託単価契約成績評価要綱に基づき、次のとおり実施する。

巻末資料 2

(1) 一般事項

設計委託単価契約成績評定報告書は、秘密として適切に取り扱う。

(2) 成績評定

「3 成績評定」の結果を記載する。

(3) 所見

設計委託担任者又は課長代理（東京都水道局が別に契約する業務委託等の受託者社員が、設計委託担任者である場合は業務責任者）は、特記すべき事項がある場合、評定点計が75点以上又は60点未満の場合に、その理由を記載する。また、改善指示書を交付した場合は、その交付について記載する。

(4) 総合所見

主管課長は、設計委託を総合的に判断し、記載する。

(5) その他の記載事項

評定日（原則として、完了検査合格の日から14日以内）、設計委託の概要、新設管及び撤去管の口径、新設延長、撤去（単独（布設替えの異路線部を除く））延長等を記載する。

(6) 評定結果の報告

評定者は、主管部（所）長のほか、経理担当者、経理担当課長代理及び経理の所管課長にも報告する。

(7) 添付書類

評定者は、考査点算定の根拠及び交付した改善指示書の写しを添付する。

5 発注停止

受託者に対しては、次のとおり発注停止の措置を行う。

なお、発注停止の措置を行うことにより、当該受託者の履行中の設計委託に制約等を与えることはないものとする。

(1) 発注停止の条件と開始日

ア 評定点59点以下の成績評定を通知した場合

発注した委託案件において、評定点59点以下の成績評定を通知した場合は、完了検査に合格した日の翌日から起算して28日後から契約期間終了までの間に、新たに発注はしない。

ただし、評定点59点以下の成績評定を苦情申立てにより修正した場合は、修正後の成績評定が評定点59点以下の際に、通知した日の翌日から契約期間終了までの間に、新たに発注はしない。

イ 完了検査に合格しない場合で、1回に限り手直しを認めたときに、手直しが指定期間内に完了しないとき又は検査に合格しない場合

発注した委託案件において、契約約款第20条（検査及び引渡し）に基づき実施した完了検査に合格しない場合で、1回に限り手直しを認めたときに、手直しが指定期間内に完了しないとき又は検査に合格しない場合は、2回目の検査日の翌日から起算して14日後から契約期間終了までの間に、新たに発注はしない。

巻末資料 2

(2) 発注停止の例外

発注停止開始日が、契約期間終了日を超える場合は、発注停止の措置は行わない。

(3) 発注停止の通知

受託者への発注停止の通知は、給水部長又は多摩水道改革推進本部調整部長が書面により、事前に関係部署の部長に周知した上で、実施する。

巻末資料 2

附則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、配水管布設工事等設計委託単価契約における成績評定の運用について（平成 19 年 10 月 23 日付 19 水給配第 175 号）及び配水管布設工事等設計委託単価契約における発注停止の取扱いについて（平成 21 年 2 月 25 日付 20 水給配第 282 号）は廃止する。

附則（平成 29 年 2 月 20 日改正）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 6 月 19 日改正）

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 1 月 29 日改正）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 11 月 26 日改正）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

受注者版工事系システムの使用条件

1 受注者版工事系システムの動作保証環境

受注者版工事系システムは、次に掲げる表 1 から表 2 までの条件の環境で動作確認を行っている。

なお、表中に記載したもの以外のソフトウェアを使用している場合など、表の条件の全てを満足していない環境では、正常に動作しない場合がある。この場合において、受注者版工事系システムの正常動作は保障しない。

また、これらの表の OS 並びにソフトウェア（1）及び（2）については、受注者版工事系システムを使用する時点で Microsoft 社から提供されている全ての優先度の高い更新プログラムを適用済みでなくてはならない。

表 1 動作保証環境 1

1 OS	Windows 10 Home 64ビット版
2 ソフトウェア	(1) Microsoft Word2016 (64ビット版)
	(2) Microsoft Excel 2016 (64ビット版)
	(3) Symantec Endpoint Protection 14
3 .NET Framework	.NET Framework 4.6 以降
4 CPU	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する性能以上
5 メモリ容量	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する容量以上
6 ハードディスク空き容量	300MB以上
7 画面	解像度1366×768ピクセル以上
8 その他周辺機器	(1) USBメモリ
	(2) CD-ROMドライブ
	(3) A4サイズの出力が可能で、工事系システムを使用するPC等のOSに対応したドライバが存在するプリンタ
9 その他ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC

表 2 動作保証環境 2

1 OS	Windows 11 Home 64ビット版
2 ソフトウェア	(1) Microsoft Word2019、Microsoft Word2021 (64ビット版)
	(2) Microsoft Excel 2019、Microsoft Excel 2021 (64ビット版)
	(3) Symantec Endpoint Protection 14
3 .NET Framework	.NET Framework 4.8 以降
4 CPU	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する性能以上
5 メモリ容量	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する容量以上
6 ハードディスク空き容量	300MB以上
7 画面	解像度1366×768ピクセル以上
8 その他周辺機器	(1) USBメモリ
	(2) CD-ROMドライブ
	(3) A4サイズの出力が可能で、工事系システムを使用するPC等のOSに対応したドライバが存在するプリンタ
9 その他ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC

2 受注者版工事系システム使用の際の必須条件

1 で示す環境以外で受注者版工事系システムを使用する場合、次に掲げる条件を全て満たした PC 等にインストールして使用すること。

なお、この条件は受注者版工事系システムの動作を保証するものではなく、受注者版工事系システムをインストールして使用する最低限の条件であるので注意すること。

- (1) OS 及びソフトウェア (Microsoft Word 及び Microsoft Excel) は、受注者版工事系システムを使用する時点で Microsoft 社から提供されている全ての優先度の高い更新プログラムを適用済みであること。
- (2) ウィルス対策ソフトウェア及びスパイウェア対策ソフトウェアは、Microsoft 社のウェブサイト进行参考により OS の種類ごとに適切な対処方法を適宜検討して選定すること。
また、受注者版工事系システムを使用する時点で最新の更新ファイル等を適用した条件下で検査及び問題の無害化が完了していること。
- (3) ハードディスクの空き容量は、受注者版工事系システムインストール前で 300MB 以上であること。
- (4) 画面の解像度は、1366×768 ピクセル以上であること。
- (5) 受注者版工事系システムを使用する PC 等では、次に掲げる周辺機器の全てが使用できること。
 - ア USB メモリ
 - イ CD-ROM ドライブ
 - ウ A4 サイズの出力が可能で受注者版工事系システムを使用する PC 等の OS に対応したドライバが存在するプリンタ

3 注意事項

- (1) Windows 8.1 以前に発売された全ての Windows OS を使用している PC 等については、受注者版工事系システムをインストールしないこと。
- (2) Microsoft Word 2010/Microsoft Excel 2010 以前に発売された全ての Microsoft Word 及び Microsoft Excel 並びにそれらを含む Microsoft Office を使用している PC 等については、受注者版工事系システムをインストールしないこと。
- (3) 次の条件に該当する場合は、受注者版工事系システムが正常に動作しない可能性が高いため、該当する環境では使用しないこと。
 - ア OS が Windows Server である場合
 - イ 受注者版工事系システムを使用する PC 等にインストールされている Microsoft Word 及び Microsoft Excel が Microsoft Office 365 版以外存在していない場合
 - ウ 受注者版工事系システムを使用する PC 等で使用できる Microsoft Word 及び Microsoft Excel が Microsoft Office Online 版以外存在していない場合
 - エ OS 又はソフトウェアが仮想 PC 上で動作している場合
 - オ 使用しているハードウェアがマッキントッシュである場合
- (4) 受注者版工事系システムをインストールする場合は、インストールを実行するユーザーは、ユーザー権限が Administrator 権限で、かつ、ユーザー名に全角文字 (漢字、平仮名、全角記号など) が使用されていない。

インストールする PC 等の Administrator 権限を持つユーザーで、全角文字を使用していないユーザーが存在しない場合は、新たにユーザー名が半角英数字だけで構成されているユーザーを作成して、そのユーザーで受注者版工事系システムをインストールすること。

- (5) 受注者版工事系システムをインストールすることにより、インストールされた PC 等で動作している他のソフトウェアが不安定になる場合がある。このため、受注者版工事系システムをインストールする前に、バックアップなどにより PC 等の環境及びデータ回復を可能にする措置をとること。
- (6) フォントサイズを 96dpi 以外に設定した場合は、画面が正常に表示されず、ボタンの一部が使用できないときがあるため、フォントサイズは 96dpi に設定すること。
- (7) OS が Windows10 又は Windows 11 である場合は、IME プロパティの変換候補の設定を「JISX0208 のみ」に設定すること。

「関係する会社等」について

「関係する会社等」とは、東京都の建設工事等競争入札参加資格を有する会社のうち、以下の条件のいずれかに当てはまる会社を指します。

【関係する会社等の定義】

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ア 親会社等と子会社等の関係にある場合
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ウ ①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
②一方の会社等の役員又は管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

注意

- (1) ア、イについては、子会社等又は子会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更正会社であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められる場合は除く。
- (2) ウ①については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

【役員の定義】

- ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- ④ 組合の理事
- ⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

※ 「取締役」には、代表取締役・非常勤取締役も含まれますが、社外取締役や指名委員会等設置会社における取締役は含みません。

※ 「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しません。特に委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますのでご注意ください。

注意

「関係する会社等」について、虚偽の申請を行った場合は、指名停止・入札参加禁止等の処分の対象となります。

※ 詳細は、東京都電子調達システムの“資格審査申請の手引”に掲載されている「令和 7・8 年度 東京都建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引」《「関係する会社等」の基準について》をご覧ください。

※保有資格評価点の対象となる資格を保有している社員を記入すること。
※不足する場合は、次ページ以降作成すること。

配置予定若手技術者届

東京都水道局多摩水道改革推進本部
調整部技術調整担当部長 殿

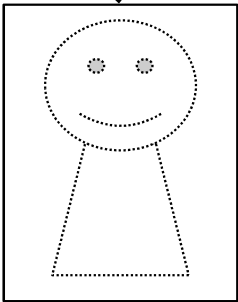
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

申込者

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

写真(3×4cm)
写真を貼り付けしてください。
デジタルカメラ等の写真でも構いません。



フリガナ スイドウ イチロウ
氏 名 水道 一郎
生年月日 平成〇〇年〇月〇日
申込年度末年齢 30 歳
勤務年数 7 年 0 か月
(申込年度末時点の年数を記入すること)

担当者実績

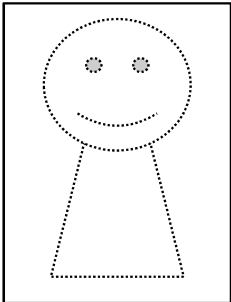
年度	委託番号
年度	第 — — 号

↓ いずれか記入すること

保有資格

資格名	保有状況	取得年月	証書番号
給水装置工事主任技術者		平成 令和 年 月 日	
技術士(建設部門)		平成 令和 年 月 日	
技術士(上下水道部門)		平成 令和 年 月 日	
測量士	有	平成 令和 〇〇年〇〇月〇〇日	第H〇-〇〇〇号

写真(3×4cm)



フリガナ
氏 名
生年月日
申込年度末年齢 歳
勤務年数 年 か月
(申込年度末時点の年数を記入すること)

担当者実績

年度	委託番号
年度	第 — — 号

↓ いずれか記入すること

保有資格

資格名	保有状況	取得年月	証書番号
給水装置工事主任技術者		平成 令和 年 月 日	
技術士(建設部門)		平成 令和 年 月 日	
技術士(上下水道部門)		平成 令和 年 月 日	
測量士		平成 令和 年 月 日	

※不足する場合は、次ページ以降作成すること

単価契約協力会社実績証明届

受付票の届出印（実印又は使用印）を押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総価契約実績証明届

東京都水道局多摩水道改革推進本部
調整部技術調整担当部長 殿

住所 ○○○○○○○○○○○○○○

申込者

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 ○○ ○○

東京都水道局総価契約における設計委託の実績について、次のとおり届け出ます。

記

- [illegible]